

7 政治・行政・職場・地域などあらゆる分野における女性活躍の推進についておたずねします。

◎ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年に成立し、平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、近年、女性の活躍推進に関する取組が加速化されています。

※ すべての方に

問21. あなたは、次の(ア)～(ソ)にあげるような役職・公職への女性の進出について、どのように思いますか。(ア)～(ソ)それぞれについて、あなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。※(ソ)については、該当がある場合のみご記入ください。

	賛成する	賛成する どちらかといえば	反対する どちらかといえば	反対する	わからない
(ア) 国会議員	1	2	3	4	5
(イ) 県・市町村議会の議員	1	2	3	4	5
(ウ) 地方公共団体の首長 (都道府県知事、市町村長)	1	2	3	4	5
(エ) 県・市町村の審議会等の委員	1	2	3	4	5
(オ) 国家公務員・地方公務員の管理職	1	2	3	4	5
(カ) 学校の管理職(校長・教頭等)	1	2	3	4	5
(キ) 裁判官、検察官、弁護士	1	2	3	4	5
(ク) 大学教授	1	2	3	4	5
(ケ) 医師	1	2	3	4	5
(コ) 会社の経営者、起業家	1	2	3	4	5
(サ) 企業の管理職	1	2	3	4	5
(シ) 労働組合の幹部	1	2	3	4	5
(ス) 農協等の役員	1	2	3	4	5
(セ) 地域活動団体役員 (町内会長、自治会長、PTA会長、NPO代表等)	1	2	3	4	5
(ソ) その他(具体的に：)	1	2	3	4	5

※ すべての方に

問 2 2. あなたは、政治や行政、職場、地域などあらゆる分野において、政策や企画、方針決定の場に女性の割合が少ない理由は何だと思われますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- | | |
|----|--|
| 1 | 性別役割分担や性差別の意識があるから |
| 2 | 社会的慣習により、男性優位に組織が運営されているから |
| 3 | 女性の能力開発に必要な経験や機会が十分でないから |
| 4 | 女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから |
| 5 | 選挙の立候補者の男女比率の同等を目指すクオータ（割当て）制度導入の遅れや、議員の育児休業の取得に対する社会の理解が得られていないから |
| 6 | 育児・介護休業制度の充実や長時間労働の是正など両立のための環境整備が不十分だから |
| 7 | 女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスが十分でないから |
| 8 | 家庭の支援・協力が得られないから |
| 9 | 女性自身があらゆる分野に参画することに対して積極的でないから |
| 10 | ワーク・ライフ・バランスに配慮した組織運営がなされていないから |
| 11 | その他（具体的に： _____） |

※ 現在働いている方のみお答えください

問 2 3. あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面の運用や実態で、男性が優遇されていると思うことはありますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- | | | | |
|---|-------------------|----|--------------------------|
| 1 | 賃金 | 9 | 時間外労働の負担 |
| 2 | 昇進、昇格・幹部役員への登用 | 10 | 教育・研修 |
| 3 | 採用 | 11 | 結婚・出産（育児休業）を機とした退職の勧奨がない |
| 4 | 能力評価 | 12 | 一定の年齢以上の退職の勧奨がない |
| 5 | 配属先・転勤 | 13 | その他（具体的に： _____） |
| 6 | 仕事の内容 | 14 | 特になし |
| 7 | 企画会議などの意思決定の場への参画 | | |
| 8 | 休暇等の取りやすさ | | |

※ 現在働いている方のみお答えください

問 2 4. あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面の運用や実態で、女性が優遇されていると思うことはありますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- | | | | |
|---|-------------------|----|--------------------------|
| 1 | 賃金 | 9 | 時間外労働の負担 |
| 2 | 昇進、昇格・幹部役員への登用 | 10 | 教育・研修 |
| 3 | 採用 | 11 | 結婚・出産（育児休業）を機とした退職の勧奨がない |
| 4 | 能力評価 | 12 | 一定の年齢以上の退職の勧奨がない |
| 5 | 配属先・転勤 | 13 | その他（具体的に： _____） |
| 6 | 仕事の内容 | 14 | 特になし |
| 7 | 企画会議などの意思決定の場への参画 | | |
| 8 | 休暇等の取りやすさ | | |

※ すべての方に

問 2 5. あなたは「ポジティブ・アクション(*)」についてどう思いますか。下の選択肢からあなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

(*) 女性の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどの積極的な改善の取組のこと。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 賛成 | 3 どちらかといえば反対 |
| 2 どちらかといえば賛成 | 4 反対 |
| | 5 わからない |

※ すべての方に

問 2 6. あなたは、女性の活躍を推進したほうがよいと思いますか。あなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 そう思う | 3 どちらかといえばそう思わない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 4 そう思わない |
| | 5 わからない |

次ページの
問 28 へ

※ 問 2 6 で「1 そう思う」、「2 どちらかといえばそう思う」と回答された方のみお答えください。

→ 問 2 7. その理由を教えてください。あてはまる番号に 3 つまで ○をつけてください。

- | |
|---|
| 1 男女差が解消されるから |
| 2 女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造されるから |
| 3 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができるから |
| 4 労働時間の短縮など働き方の見直しが進むから |
| 5 女性の参画が進めば、国際社会からの評価が得られるから |
| 6 男女問わず活躍できるようになるから |
| 7 男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になるから |
| 8 男性の家事・育児・介護への参加が増え、女性の負担が減ることにより、女性の社会への参画が進むから |
| 9 その他（具体的に： _____） |
| 10 わからない |
| 11 特になし |

※ 問26で「3 どちらかといえばそう思わない」、「4 そう思わない」と回答された方の
みお答えください。

問28. その理由を教えてください。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

1	男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなるから
2	昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきだから
3	母親は育児に専念すべきであるから
4	家事も立派な仕事であり、必ずしも外で働く必要はないから
5	今より仕事が優先され、家庭生活に支障を来すことが多くなるから
6	女性の活躍推進に伴い働き方改革が進むと、総労働時間が縮減され、業務に支障が生じるから
7	保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し、家計負担及び公的負担が増大するから
8	男性の家事・育児・介護などへの参加が増え、男性の負担が増すから
9	男性の声が反映されにくくなるから
10	その他（具体的に： _____）
11	わからない
12	特になし

※ すべての方に

問29. あなたは、女性が起業することについてどう思いますか。それぞれについてあなたの
考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

	そう 思う	そう 思う どちら かとい え	どちら かとい え そう 思わ ない	そう 思わ ない	わ か ら な い
(ア) 男性に比べて女性は起業をしにくい環境がある	1	2	3	4	5
(イ) 資金、知識、人脈等が不足している場合が多く、女性にはリスクが大きい	1	2	3	4	5
(ウ) 時間を有効に使うことができ、子育て等、家庭との両立が図りやすい	1	2	3	4	5
(エ) 趣味や資格を活かし、好きな仕事ができる	1	2	3	4	5
(オ) 生活者としての視点や、地域資源を活かすことができる	1	2	3	4	5
(カ) 女性の潜在労働力を活かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する	1	2	3	4	5

8 地域活動への参画についておたずねします。

※ すべての方に

問30. (1) 次の(ア)～(ス)にあげる地域活動の中で、あなたが現在参画している(事業の運営に関わるなど)活動はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

(2) また、「(1) 現在参画している活動」で(ア)～(ス)のいずれかを選択された方は、それぞれの活動にあたり、男女間で不平等を感じることはありますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

	(1) 現在参画している活動		(2) 男女間で不平等を感じる		
			感じる	感じない	どちらともいえない
(ア) 町内会・自治会、青年団・婦人会・老人クラブでの活動	1	→	1	2	3
(イ) 保育園・学校等の保護者会・PTA 活動、子ども育成会活動	1	→	1	2	3
(ウ) NPO、ボランティア団体等での活動	1	→	1	2	3
(エ) 趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動	1	→	1	2	3
(オ) 子育て・子どもの健全育成に関する活動	1	→	1	2	3
(カ) 男女平等や女性問題について学習する会など男女共同参画に関する活動	1	→	1	2	3
(キ) 消費者問題に関する活動	1	→	1	2	3
(ク) 医療・社会福祉分野での奉仕活動	1	→	1	2	3
(ケ) 自然保護・公害防止など、環境問題に関する活動	1	→	1	2	3
(コ) 国際交流・国際協力・国際平和に関する活動	1	→	1	2	3
(サ) 観光・地域の活性化に関する活動	1	→	1	2	3
(シ) 防犯・防災分野での活動	1	→	1	2	3
(ス) その他(具体的に:)	1	→	1	2	3

※ すべての方に

問31. あなたの住んでいる地域などで、現在次のようなことがありますか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 会議や行事などで、女性は飲食の世話、後片付け、掃除など、裏方の仕事を任されることが多い
2 会議や行事などで、女性が意見を出しにくい、意見を無視されやすい
3 役員に、女性が立候補しにくい、選ばれにくい
4 地域の行事で、女性が参加できなかったり、男性と差があったりする
5 その他(具体的に:)
6 わからない
7 特に男女差はない |
|--|

9 防災対策についておたずねします。

※ すべての方

問32. あなたの職場や自治会・町内会などの地域における防災活動について、男女共同参画の視点に立った取組が十分にされていると思いますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 十分にされていると思う
2 十分にされているとは思わない
3 わからない |
|--|

問33. 今後、男女共同参画の視点に立った防災対策をより推進させるために、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる（優先度が高い）と思う番号3つまでに○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| 1 女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いなど、平時から男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性の理解を深める必要がある
2 平時から女性の視点に配慮した防災訓練を実施する必要がある
3 災害対策コーディネーターや防災士など、地域の防災リーダーへの女性の参加を促進する必要がある
4 女性の意見が反映されやすくなるよう、自治会役員や自主防災組織、消防団への女性参加を促進する必要がある
5 災害時の避難所運営に、女性と男性の双方が参加する取組が必要である
6 災害対応の現場への女性参画を促進する必要がある
7 学校等における防災教育で、男女共同参画の視点に立った防災の必要性を学ぶ授業を取り入れる
8 その他（具体的に： |) |
|--|---|

10 本アンケートの各質問に対する回答の理由、また男女共同参画に関してのご意見等がありましたらお書きください。

 ※ ご意見については メール kyodo2@mz.pref.chiba.lg.jp でも受け付けます。
--

11 あなた自身のことについておたずねします。

F1 あなたの性別は。該当する番号ひとつに○をつけてください。

1 女性 2 男性 3 その他 4 回答しない

F2 あなたの年齢は。該当する番号ひとつに○をつけてください。

1 18~19歳	3 30~39歳	5 50~59歳
2 20~29歳	4 40~49歳	6 60~69歳
		7 70歳以上

F 3-1 あなたの職業を下の選択肢の中からひとつ選び、番号を記入してください。----

<選択肢>

自営業主	1	農林漁業（農業、林業、畜産業、漁業などの自営主）
	2	商工サービス業（商店、飲食店、理髪店、修理業など）
	3	自由業（弁護士、開業医、芸術家など）
家族従業者	4	農林漁業（農業、林業、畜産業、漁業などの自営主）
	5	商工サービス業（商店、飲食店、美容院、修理業など）
	6	自由業（弁護士、開業医、芸術家など）
勤務者	(*) 7	管理職（民間会社・団体・官公庁の課長級以上、大学の教授以上、学校の教頭以上）
	8	専門・技術職（技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など）
	9	事務職（一般事務員、営業員など）
	10	労務職（一般工員、建築作業員、運転手など）
	11	販売・サービス業
その他	12	専業主婦・専業主夫
	13	学生
	14	無職（年金、金利生活者など含む）
	15	その他（上記1～14まで該当しない方 具体的に：)

F3-2 F3-1で7～11を選んだ方は、あてはまる勤務形態に○をつけてください。

(※1)：1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者

1 常勤 (通常の労働者) 2 非常勤 (短時間労働者(*))

F3-3 同じく、F3-1で7～11を選んだ方は、
あてはまる雇用形態に○をつけてください。

1 正規(*2) 2 非正規

(*2)：以下をすべて満たす者をいう。

(1) 労働契約の期間の定めがない (2) 所定労働時間がフルタイムである (3) 直接雇用である

F 3-4 同じく、F 3-1で7～11を選んだ方は、在宅勤務（テレワーク）の実施状況として
あてはまるものに○をつけてください。

1 毎日 3 月に数回 5 在宅勤務制度がない
2 週に数回 4 ほとんど実施しない

F 4 あなたは結婚していますか。該当する番号ひとつに○をつけてください。

- | | | |
|-----------------------|---------|------|
| 1 結婚している
※事実婚の方を含む | 2 離別・死別 | 3 未婚 |
|-----------------------|---------|------|

→ 次ページ F 6 へ

※ F 4 で「結婚している」と回答した方のみ、配偶者(パートナー)についてお答えください。

→ F 5-1 配偶者(パートナー)の職業を下の選択肢の中からひとつ選び、番号を記入してください。

---▶

<選択肢>

自営業主	1 農林漁業（農業、林業、畜産業、漁業などの自営主） 2 商工サービス業（商店、飲食店、理髪店、修理業など） 3 自由業（弁護士、開業医、芸術家など）
家族従業者	4 農林漁業（農業、林業、畜産業、漁業などの自営主） 5 商工サービス業（商店、飲食店、美容院、修理業など） 6 自由業（弁護士、開業医、芸術家など）
勤務者	(*) 7 管理職（民間会社・団体・官公庁の課長級以上、大学の教授以上、学校の教頭以上） 8 専門・技術職（技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など） 9 事務職（一般事務員、営業員など） 10 労務職（一般工員、建築作業員、運転手など） 11 販売・サービス業 (*) 職種に限らず、管理職の場合は「7」を選択してください
その他	12 専業主婦・専業主夫 13 学生 14 無職（年金、金利生活者など含む） 15 その他（上記 1～14 まで該当しない方 具体的に： ）

F 5-2 F 5-1 で 7～11 を選んだ方は、あてはまる勤務形態に○をつけてください。

(*1) : 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 常勤
(通常の労働者) | 2 非常勤
(短時間労働者(*1)) |
|------------------|-----------------------|

F 5-3 同じく、F 5-1 で 7～11 を選んだ方は、あてはまる雇用形態に○をつけてください。

(*2) : 以下をすべて満たす者をいう。

(1) 労働契約の期間の定めがない (2) 所定労働時間がフルタイムである (3) 直接雇用である

- | | |
|----------|-------|
| 1 正規(*2) | 2 非正規 |
|----------|-------|

F 5-4 同じく、F 5-1 で 7～11 を選んだ方は、在宅勤務（テレワーク）の実施状況としてあてはまるものに○をつけてください。

- | | | |
|--------|-------------|-------------|
| 1 毎日 | 3 月に数回 | 5 在宅勤務制度がない |
| 2 週に数回 | 4 ほとんど実施しない | |

(付) 調査票

F 6 あなたの世帯は、次のどれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、該当する番号ひとつに○をつけてください。

1 ひとり暮らし	4 親と子ども夫婦（二世帯世帯）
2 夫婦のみ（一世帯世帯）	5 親と子どもと孫（三世帯世帯）
3 親と未婚の子ども	6 その他（ ）

F 7 あなたは、お子さんはいますか。該当する番号ひとつに○をつけてください。

1 いる	2 いない	-----> F 9へ
------	-------	-------------

→ F 8 F 7で1を選んだ方は一番下のお子さんの年齢に○をつけてください。

1 3歳未満	4 中学生
2 3歳～小学校入学前	5 中学校卒業後～17歳
3 小学生	6 18歳以上

F 9 あなたは、次のどの市町村にお住まいですか。該当する番号ひとつに○をつけてください。

1 千葉市	15 柏市	29 印西市	43 九十九里町
2 銚子市	16 勝浦市	30 白井市	44 芝山町
3 市川市	17 市原市	31 富里市	45 横芝光町
4 船橋市	18 流山市	32 南房総市	46 一宮町
5 館山市	19 八千代市	33 匝瑳市	47 睦沢町
6 木更津市	20 我孫子市	34 香取市	48 長生村
7 松戸市	21 鴨川市	35 山武市	49 白子町
8 野田市	22 鎌ケ谷市	36 いすみ市	50 長柄町
9 茂原市	23 君津市	37 大網白里市	51 長南町
10 成田市	24 富津市	38 酒々井町	52 大多喜町
11 佐倉市	25 浦安市	39 栄町	53 御宿町
12 東金市	26 四街道市	40 神崎町	54 鋸南町
13 旭市	27 袖ケ浦市	41 多古町	
14 習志野市	28 八街市	42 東庄町	

最後までご協力いただき、ありがとうございました。
ご記入いただいた調査用紙は、同封の返信用封筒に入れて、
11月5日（火）までに、郵便ポストにご投函ください。
なお、返信用封筒へのお名前やご住所の記入、切手は不要です。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

用語解説（問2関連）

<参考>

1 男女共同参画社会基本法

1999年制定。男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国や地方公共団体と国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。

2 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(理解増進法)

2023年6月施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

3 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例(多様性尊重条例)

2024年1月施行。あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の形成を推進するために制定した理念条例です。この条例のもと、県行政のあらゆる分野で具体的な施策を進めることで、誰もが自分らしく生き、暮らし、活躍することができる千葉県を目指すものです。

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

2001年制定。配偶者からの暴力は、家庭内等で行われるため、外から発見しにくく、被害者の救済が必ずしも十分に行われてきませんでした。そのため、この法律で通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定め、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図っています。

なお、令和6年4月1日から施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律では、配偶者からの暴力等の実情に鑑み、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令の制度の拡充等が行われました。

5 刑法の性犯罪規定の改正（不同意性交等罪、不同意わいせつ罪 等）

令和5年7月、性犯罪の被害の実態を踏まえて、「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」への改正など、性犯罪の規定の見直しが行われました。

<参考>法務省 性犯罪関係の法改正等 Q&A
(https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html)



6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が平成27年8月28日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられました。 ※常時雇用する労働者が100人以下の民間企業等は努力義務

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)

平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年法律第28号)が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。内閣府では、この法律や第4次男女共同参画計画を踏まえ、政治分野における男女共同参画を推進するため、調査研究や情報収集、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

8 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)

居場所がなく家出した若年女性、性虐待・性的搾取の被害者、家庭関係の破綻、生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対しては、昭和31年に制定された売春防止法に基づく婦人保護事業による支援が行われてきましたが、近年、女性が抱える問題が多様化、複合化、複雑化し、ニーズに応じた新たな支援の枠組みを構築することが求められており、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めています。

9 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる状態を言います。仕事と生活が両立しにくい現実を踏まえ、国では2007年にワーク・ライフ・バランス憲章を制定し、企業や団体等と連携した取組を推進しています。

10 男女雇用機会均等法

1972年に「勤労婦人福祉法」として制定。1985年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改正されました。働く人が性別により差別されることなくその能力を充分発揮できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るため、募集及び採用の際の性別を理由とする差別の禁止、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等を定めています。

11 女子差別撤廃条約

1979年の第34回国連総会において採択され、日本は1985年に批准。男女の完全な平等の達成を目的とし、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、差別の撤廃のための措置をとることを求めています。

12 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。本県においては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定などが行われています。

ポジティブ・アクションの具体例（問25関連）

- ① 性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる（クオータ制）
- ② 女性の参画拡大に関する一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する（ゴール・アンド・タイムテーブル方式）
- ③ 女性を対象とした応募の奨励、研修、環境整備等
女性の応募の奨励、女性の能力向上のための研修等を行い、女性が少ない分野における女性の参画促進や、活動範囲の拡大につなげる。
- ④ 仕事と家庭の両立支援、子育て支援
仕事と家庭の両立支援や子育て支援は、男女双方を対象に行われることが一般的であるが、現状において、男性と比較して女性は仕事と家庭の両立や子育ての影響により活動が制限される場合が多い。したがって、女性に対する機会の付与という意義が大きいと言え、ポジティブ・アクションとしての一面を持つ場合もある。 ※ 内閣府男女共同参画白書

13 ジェンダー（社会的文化的につくられた性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）といいます。

14 LGBTQ

LGBTとは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。

LGBTとは

- ・ Lesbian（レズビアン）：性自認が女性で、性的指向が同性に向く人。女性同性愛者
- ・ Gay（ゲイ）：性自認が男性で、性的指向が同性に向く人。男性同性愛者
- ・ Bisexual（バイセクシュアル）：性的指向が男女どちらにも向く人。両性愛者
- ・ Transgender（トランスジェンダー）：生まれた時に割り当てられた性別と性自認が異なる人の頭文字をとった単語であり、性的マイノリティ総称のひとつ。

また、LGBTに「Q」を加えたものをLGBTQといいます。

- ・ Questioning（クエスチョニング）：自身の性のあり方について特定の枠に属さない人、分からない人、決めていない等の人
- ・ Queer（クィア）：規範的とされる性のあり方以外を包括的に表す言葉

15 DV

夫婦間・パートナー間の暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。DV防止法において、「配偶者（事実婚、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含む）からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力」として定義されています。

DVは、被害者の人権を著しく侵害する重大な問題であり、相談件数や調査結果等から、多くの人が被害を受けていることがわかっています。

DV被害者の多くは女性で、妻は夫に従うものであるといった社会通念、妻が低収入である場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられない社会全体の構造的問題も大きく関係しています。

DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれます。

身体的な暴力・・・殴る、蹴る、モノを投げる、刃物で脅す など

精神的な暴力・・・ひどい言葉で傷つける、脅す、監視する、家族や友達との交際を制限する
スマホやSNSを細かくチェックする、壁や物を壊して威圧感を出す
など

経済的な暴力・・・生活費を渡さない、お金を勝手に使われる、借りたお金を返さない など

性的な暴力・・・性行為を強要する、中絶を強要する、避妊を希望しても協力しない
見たくないのにアダルトビデオや成人雑誌を見せる など

16 デートDV

「デートDV」とは、生活の本拠を共にしていない交際相手との間で起こる暴力のことです。
デートDVも、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれます。

17 JK ビジネス

「JKビジネス」とは、女子高校生（JK）など、性を売り物とする営業で、健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在しています。大都市を中心として、多様な形態で出現しており、危険性を十分認識しないままJKビジネスに関わり、重大な性被害等を受けたり、個人情報流出などのトラブルが起こるなど、被害が広がっています。

18 性的同意

「性的同意」とは、性的な行為に対して、お互いの気持ちをしっかり確認しあうことです。
断れない状態や立場を利用しての行為は、同意があったとは言えず、また、相手が配偶者や交際相手であっても同じように同意が必要となります。（政府広報オンライン）

用語解説（F3-2、F3-3、F5-2、F5-3 関連）

常勤・非常勤

勤務形態の区分で、「常勤」と「非常勤」とは、労働者を、勤務時間により区別するための概念です。

非常勤（職員）は、事業所で定められている通常の労働者の所定労働時間（1週間で最大40時間：フルタイム）と比べて短い労働者をいいます。常勤でも正社員とは限らない点に注意。

正規・非正規（雇用労働者）

雇用形態の区分で、「正規」とは、「無期雇用」、「フルタイム」、「直接雇用」の3つの条件を満たしている社員のことをいいます。

無期雇用とは、雇用期間を定めない労働契約をすることです。つまり、定年まで働くことを前提にした採用方法です。なお、正規でない社員は、「非正規社員」と呼ばれます。

令和 6 年度
男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

令和 7 年 3 月 発行

発行 千葉県総合企画部多様性社会推進課
住所 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
電話 043-223-2372